

『最終確認！ ペイオフについて』

もし、金融機関が破綻したら、私の預けた預金はどうなるのでしょうか。破綻して債務超過ですと預金は返せません。これがペイオフです。しかし、預金保険制度のもとに一定金額は破綻しても保護する制度がとられています。

2002年には、定期預金を預けている方は、大半普通預金へ移行されました。

「のどもと過ぎれば熱さ忘れる」ではないですが、とにかく日本人は熱し易く冷め易いようでペイオフの話題も最近はまったく話題にのぼらなくなりました。(もともと、銀行がメガバンク化して潰すことはできなくなったのでは？ということもありますが・・・)

しかし、本格的な導入は2005年の4月以降ですので今一度何がどれだけ保護されるのかを以下の表で確認しておきましょう。

(ペイオフ解禁スケジュール予定・・・2004年6月現在です)

	2002年4月～2005年3月末迄	2005年(平成17年)4月以降
【通常の預金等】		
・当座預金 ・普通預金 ・別段預金	全額保護	原則1,000万までの元本と利息 (ただし、無利息等の要件を満たせば全額保護※)
【その他の預金等】		
・定期預金 ・定期積立 ・「ビッグ」「ワイド」等	同一金融機関で 合算して1,000万 までの元本と利息	同一金融機関で合算して 1,000万までの元本と利息
【対象外の預金等】	預金保険制度保護対象外	
・外貨預金 ・譲渡性預金 ・「ヒット」「スーパーヒット」等	(外貨預金は預金保険機構による買取対象なので破綻金融機関の財産状況により支払いはされずとも思われます)	

※ 決済用預金といいます。「無利息・要求払い・決済サービスができること」という3条件を満たすものです。
(注意点)

1. 基本的に同一金融機関の預金と借入金の相殺は可能ですが、民間の金融機関を通して住宅金融公庫、国民金融公庫等から住宅ローンを借りている場合は、破綻金融機関からの借入でない為、相殺できません。
2. 住宅ローンを相殺すると住宅ローンの契約は一旦無効になりますので、残債を一括で返済しなければならない恐れもあります。
3. 大手銀行各々はペイオフ解禁を控え、全額保護の対象となる「決済用預金」を来年1月ごろをメドに導入するとのことです。
4. 金融機関のワクの中だけで、ペイオフの対策を考えず、金融商品・不動産・生命保険・有価証券等総合的に考えるのが本来の運用とリスクヘッジの対策です。